一般社団法人日本潰瘍学会各種委員会に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会(以下「当法人」という。)が設置する 各種委員会に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の委員会に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(委員会の設置)

第3条 理事長は、本学会の事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

(設置廃止機関)

第4条 各種委員会の設置及び廃止は、理事会の議決によって行う。

(委嘱)

第5条 委員会の委員長及び委員は関連規程に別に定められた場合を除き、理事会の議 を経て理事長が委嘱する。

(議事録)

- 第6条 委員長は委員会開催後4週間以内に議事録を作成して、理事長に提出する。
- 2 事務局は、前項議事録を10年間保存しなければならない。
- 3 会員は、理事長の承認を得て、前項議事録を閲覧することができる。

(運営)

第7条 委員会は、本規程に定められたことのほかは、各関連規程に従って運営する。

(本規程の運用上の疑義)

第8条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第10条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団 法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。